

令和6年2月15日

審査庁 高松市長 大西 秀人 殿

高松市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 阿 部 晶 子

行政文書の一部公開決定に関する審査請求について（答申）

令和5年12月5日付け高福支第245号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

2 公開請求の内容及び審査請求に至る経緯

審査請求人 ○○○○が、令和5年7月27日付けで高松市情報公開条例（平成12年条例第39号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき行った公開請求に対する、同年8月10日付け高福支第147号決定（以下「第147号決定」という。）に係る請求内容及び審査請求の経緯は、次のとおりである。

（1） 本件公開請求の内容

審査請求人は、「放課後児童クラブ運営の一部民間委託に関するアンケート結果【保護者用】【職員用】のアンケートデータ」（以下「本件文書」という。）について、公開請求を行った。

（2） 本件審査請求の経緯

年 月 日	処 理 内 容
令和5年 7月27日	審査請求人からの行政文書公開請求書を受付

年 月 日	処 理 内 容
令和 5 年 8 月 1 0 日	実施機関が行政文書一部公開を決定（第 1 4 7 号決定）
令和 5 年 1 0 月 1 1 日	実施機関が審査請求人から審査請求書を受付
令和 5 年 1 1 月 9 日	実施機関が審査請求人に対し弁明書を送付
令和 5 年 1 1 月 2 4 日	実施機関が審査請求人から反論書を受付

3 実施機関及び審査請求人の主張

(1) 実施機関の一部公開決定の理由

ア 【保護者用】アンケート結果を一部公開決定したことについて

公開しない部分である「校区が分かる項目及び記述」については、条例第 7 条第 5 号に該当し、公開しない理由は、「アンケート調査は、回答者が回答した事実の有無やその回答内容を他に知られないことを前提としているところ、回答者である保護者の利用する放課後児童クラブの校区が公にされることになれば、回答者が特定されることへの不安などから、アンケートの回答を避け、又は率直な意見を回答しなくなるなど、今後の同種のアンケート調査に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」である。

また、「個人の氏名、メールアドレス、特定の個人を類推されるおそれのある記述」については、条例第 7 条第 1 項に該当し、公開しない理由は、「特定の個人を識別することができるため」である。

イ 【職員用】アンケート結果を一部公開決定したことについて

公開しない部分である「支援員等の氏名、所属クラブ名、その他欄、質問や意見欄」については、条例第 7 条第 4 号及び同条第 5 号に該当し、公開しない理由は、「職員へのアンケート調査は、本市の内部における検討又は協議内容に関する情報が含まれており、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。また、当該調査は、回答者が回答した事実の有無やその回答内容を他に知られないことを前提に、職務を離れた職員個人の率直な意見も含めた回答を得る必要があるところ、その意見が公にされること

になれば、率直な意見の交換が損なわれ、今後の同種のアンケート調査に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」である。

(2) 審査請求の趣旨

黒塗り部分についての個人情報に配慮した範囲で開示を求める。

(3) 審査請求書中の審査請求の理由

保護者用アンケートにおいては、黒塗りは最低限になっている。が、職員用アンケートでは何故か過大に黒塗りとなっている。整合性が取れない。

(4) 実施機関の弁明

条例は行政文書の公開義務として、個人情報その他条例第7条各号が記録されている場合を除き、公開すべきことを定めており、本件決定に当たっては、条例に照らし、個人情報以外の非公開情報に該当するものについても非公開としたものである。

アンケート調査は、一般的に回答者が回答した事実の有無やその回答内容を他に知られないことを前提として行っているものであり、第147号決定についてはその前提も念頭に、条例の規定に基づき決定したものである。

条例に照らして非公開情報に該当するか否かを判断し、決定することが、公開・非公開決定の整合性を確保することにつながるものであり、本件決定における非公開部分については、条例に照らして非公開とすべき理由があるものであるから、整合性が取れないとの指摘には当たらない。

(5) 審査請求人の反論

アンケート調査の目的は、その意見から回答者の真意について、個人を特定せずに把握し、政策に反映させることであるから、自由記載欄についてすべて非公開とするのではなく、個人が特定されない範囲で、公開していく努力をして欲しい。

必要以上に公開を制限し、市にとって都合の良い部分だけをアンケート結果としてまとめている可能性も否定できないため、どのような意見があったのか、個人が特定されない範囲で開示して欲しい。

アンケート結果を公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるとは思えず、逆に、必要以上に非公開にすることこそ、意思決定の

中立性が損なわれるのではないか。

4 審査会の判断

本件審査請求に関する審査に当たり、審査請求人が公開を求める部分については、審査請求人が審査請求書の中で「【保護者用】アンケートにおいては、黒塗り部分は最低限になっている。」と述べていることから、【保護者用】アンケートの非公開部分について、審査請求人は公開を求めていると解するのが相当である。そのため、当審査会は、【職員用】アンケートの非公開部分について、審査請求人が主張する審査請求の理由及び実施機関が弁明する一部公開の理由を、条例に照らして審査した結果、次のとおり判断する。

(1) アンケート調査の性質について

一般的に、アンケート調査は、回答者が回答した事実の有無や個々の回答票に記載した回答内容を第三者に知られないことを前提に行い、調査主体が回答内容を集計・分析後にその結果を公表するものであると考えられる。

(2) 【職員用】アンケートの非公開部分及び理由の妥当性について

「支援員等の氏名」については、特定の個人を識別することができる。

また、本市の放課後児童クラブのうち、職員数が少ないクラブは、1クラブにつき最低限度の2名体制という、少人数の非常に密接な職場環境で運営されている。したがって、「所属クラブ名」を公にした場合は、同僚等から回答者が特定され、又は類推されるおそれがあると認められる。

さらに、自由記載欄である「その他欄」及び「質問や意見欄」には、各放課後児童クラブの職員しか知り得ない本市の放課後児童クラブ内部の現状や職員個人の意見等について、相当に具体的な内容の回答が含まれている。

前述したとおり、本市の放課後児童クラブが少人数の非常に密接な職場環境で運営されていることを考慮すると、「その他欄」及び「質問や意見欄」を公にすると、同僚等から回答者を特定され、又は類推されるおそれがあると認められる。

また、【職員用】アンケートは、来る令和6年4月から放課後児童クラブの一部民間委託を予定していることに伴い、民間委託後の運営について、市内部で検討・協議を行うに当たり、放課後児童クラブに勤務する職員から意見を求めることを目的として実施されたものである。

このことから、【職員用】アンケート結果に含まれる職員の回答内容は、本市の内部における検討又は協議内容に関する情報に当たり、公にすることにより、個人が特定されないとしても、今後の市内部の検討・協議において、個人としての意見等が公開されることへの不安から、率直な意見の交換が困難となり、その結果、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、今後他の機関も含め、同種のアンケート調査を実施する際に、回答者が特定されることへの不安などから、アンケートの回答を避け、又は率直な意見を回答しなくなるなど、アンケート調査に関する業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、当該情報は条例第7条第4号及び第5号に該当する。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の趣旨において、本件決定のうち、【保護者用】アンケート及び【職員用】アンケートの非公開部分について整合性が取れない旨を主張している。

条例第7条は同条各号に掲げる非公開情報を定めており、公開・非公開の判断に当たっては、当該情報に含む記述、個人や法人等の権利利益に及ぼす影響、公益上の支障の程度などが考慮されるべきことを定めている。

このことから、情報の公開・非公開の決定における整合性は、当該情報について上記の考慮がなされた上で、同種の情報と認められるものの間で相違が生じない程度に決定する必要があるものと解するのが相当である。

前述したとおり、【職員用】アンケートの非公開部分については、非公開とすべき理由があり、また、【職員用】アンケートにおいては、放課後児童クラブが少人数の非常に密接した職場環境で運営されている事情が背景となっていることを考慮すると、【保護者用】アンケートと【職員用】アンケートにおいて相違がある部分が同種の情報と認められるものではな

い。

したがって、両者の整合性がとれないとする審査請求人の主張には理由がない。

(4) 結論

以上のことから、審査請求人が公開を求める情報である【職員用】アンケートのうち、非公開とした部分については、条例第7条第4号及び同条第5号に該当し、実施機関の主張には理由があることから、一部公開とした実施機関の決定は適法かつ妥当であり、本件審査請求を棄却すべきである。

5 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年12月5日	諮問書受理
令和6年1月12日	実施機関の非公開の理由の聴取及び争点の審査
令和6年2月15日	答申